

林野火災注意報・林野火災警報

の運用を開始！



令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を始め、近年全国で林野火災が多発しています。これを踏まえ、地域の防災体制を強化するため火災予防条例を改正し、令和8年1月1日から『林野火災注意報』・『林野火災警報』の運用を開始しています。

◎林野火災注意報

林野火災予防上で『**注意**』を要する気象条件となった場合に『**林野火災注意報**』が発令されます。
→火の使用制限は罰則の伴わない『**努力義務**』が課せられます。

【林野火災注意報の発令指標】

以下の(1)または(2)のいずれかに該当した場合

- (1)前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下のとき
- (2)前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発令されたとき

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪があるときは、発令しない場合もあります。

◎林野火災警報

林野火災予防上で『**危険**』な気象条件となった場合に『**林野火災警報**』が発令されます。
→火の使用制限は『**義務(罰則あり)**』が課せられます。

【林野火災警報の発令指標】

林野火災注意報に加え、強風注意報が発令されたとき

◎林野火災注意報・警報発令時の『火の使用制限について』

- (1)山林、原野において火入れをしないこと。
- (2)煙火を消費しないこと。
- (3)屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。
- (4)屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5)山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6)残火(たばこの吸い殻を含む。)取灰または火粉を始末すること。

林野火災注意報・警報が発令された場合、ホームページおよび消防車両等により周知します。



問い合わせ 釧路東部消防組合厚岸消防署 ☎0153-52-5111